

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合会計管理者の職務代理人に関する規則

平成19年4月1日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定に基づき、会計管理者の職務代理人に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計管理者の職務代理人)

第2条 会計管理者に事故があったときは、総務課長の職にある出納員が会計管理者の職務を代理する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。